

都市計画道路区域内の建築制限

	都市計画道路の区域外 (地上部街路周辺の 第一種低層住居専用地域の場合)	都市計画道路の区域内 (優先整備路線以外の箇所)
構造	—	主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること
階数 高さ	高さ 10m以下	階数が3 のもので、 高さが1 0 m 以下
地階	—	有しない
イメージ		